

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画の変更……………
- ……(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………一
- 東京都土地利用基本計画の変更……………(同)……………一
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………
- ……(都市整備局都市基盤部交通企画課)……………二
- 市街地再開発組合の定款の変更認可……………
- ……(都市整備局市街地整備部再開発課)……………二
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………(同)……………二
- 建築士法による行政処分……………
- ……(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………二
- 都営住宅の廃止……………
- ……(都市整備局都営住宅経営部経営企画課)……………三
- 都営住宅の使用料の変更……………(同)……………三
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………(同)……………六
- 都営改良住宅の使用料の変更……………(同)……………七
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………(同)……………七
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の辞退、廃止、廃止及び変更……………
- ……(福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課)……………七

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の辞退、廃止及び変更……………(同)……………二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の辞退、廃止及び変更……………(同)……………三
- クリーニング師の研修の指定……………
- ……(福祉保健局健康安全部健康安全課)……………四
- 知事指定薬物の指定……………
- ……(福祉保健局健康安全部業務課)……………四
- 農業振興地域の区域変更……………
- ……(産業労働局農林水産部農業振興課)……………四
- 平成三十年におけるさんご漁業の許可等の申請期間等……………(産業労働局農林水産部水産課)……………四
- 平成三十年における底魚一本釣り漁業の許可等の申請期間等……………(同)……………四
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定(二件)……………(建設局道路管理部監察指導課)……………五
- 港湾施設の供用中止……………(港湾局港湾経営部経営課)……………五

告示 (下水)

- 下水を排除及び処理すべき区域等(二件)……………元
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
- ……(産業労働局商工部地域産業振興課)……………二〇

告示

●東京都告示第二百二十一号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により八王子都市計画区域区分を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示

し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成三十年二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

八王子都市計画
 区域区分

市街化区域 追加する部分

八王子市川口町、上川町、美山町
 及び西寺方町各地方

市街化調整区 削除する部分

八王子市川口町、上川町、美山町
 及び西寺方町各地方

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
 二階北側)及び八王子市役所

●東京都告示第二百二十二号

国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)に基づく東京都土地利用基本計画を変更したので、同法第九条第十四項において準用する同法第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、右の内容については、東京都都市整備局都市づくり政策部において閲覧することができる。

平成三十年二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

東京都土地利用基本計画変更の要旨

八王子市における農業地域の一部を変更した。
 土地利用の基本方向の一部を変更した。

●東京都告示第二百二十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十六年東京都告示第千三百二十二号東京都都市計画駐車場事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 東急不動産株式会社

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画駐車場事業第五十一号 渋谷駅前車場

三 事業施行期間 平成二十六年九月三十日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百二十四号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十七年八月二十一日から平成三十三年三月三十一日まで

三 施行地区

小金井市本町六丁目及び前原町三丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

小金井市本町六丁目九番三十五号

五 定款の変更の認可の年月日

平成三十年二月二十八日

●東京都告示第二百二十五号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき日本橋室町三丁目地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

日本橋室町三丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十六年五月十五日から平成三十二年三月三十一日まで

三 施行地区

中央区日本橋室町三丁目、日本橋本石町二丁目、日本橋本石町三丁目及び日本橋本石町四丁目各地方内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

中央区日本橋室町一丁目八番三号

平成二十六年五月十五日

五 事業計画の変更の認可の年月日

平成三十年二月二十八日

●東京都告示第二百二十六号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。)第十条第一項の規定による建築士の処分をしたので、同条第五項及び建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)第六条の三の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

氏名

木村 正孝

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第五六九二一号

二 処分をした年月日

平成三十年二月十六日

三 処分の内容

平成三十年三月一日から業務停止五月

四 処分の原因となった事実

建築物の確認申請手続を行う建築士として、工事監理を行う意思がないにもかかわらず確認申請書の工事監理者欄に自己の氏名等を記入したこと、指定確認検査機関

名義の虚偽の確認済証を作成し工事施工者に手渡したこ
と及び確認済証の交付を受ける前に建築物の建築工事が
行われることを容認したことが法第十条第一項第二号に
該当するため

●東京都告示第二百二十七号
次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例
(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定に

より告示する。

平成三十年二月二十八日

東京都知事 小池百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数
烏山アパート (1、4号棟)	世田谷区北烏山二丁目九番	中層耐火 三八・三平方メートル	九〇戸
久我山アパート (3号棟)	杉並区久我山一丁目八番	同右 三七・〇平方メートル	三二戸
久我山アパート (6、7号棟)	同右	同右 三四・一平方メートル	三〇戸

●東京都告示第二百二十八号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第
三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の
ように変更し、平成三十年三月一日から実施するので、同
条第三項の規定により告示する。

平成三十年二月二十八日

東京都知事 小池百合子

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき二丁目アパート(2号棟)	中央区勝どき2-9	42.0	1	36,900	64,200
一般都営	高層耐火	南青山一丁目アパート(6号棟)	港区南青山1-3	40.7	1	40,300	159,400
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート(3号棟)	港区港南4-5	37.3	1	35,100	71,200
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(21号棟)	新宿区戸山2	38.8	1	32,900	64,300
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(30号棟)	新宿区戸山2	40.1	2	34,000	73,100
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(10号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,200	74,400
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(35号棟)	新宿区戸山2	40.1	2	34,400	68,800
一般都営	高層耐火	西大久保四丁目アパート(1号棟)	新宿区戸山3-18	37.3	1	33,000	62,000
一般都営	高層耐火	文化一丁目アパート(36号棟)	墨田区文化1-28	37.8	1	25,900	45,200
一般都営	高層耐火	立花一丁目アパート(6号棟)	墨田区立花1-27	42.2	1	29,800	50,200
一般都営	高層耐火	八広五丁目アパート(1号棟)	墨田区八広5-10	55.9	1	40,400	73,100
一般都営	高層耐火	大島四丁目アパート(2号棟)	江東区大島4-21	51.2	1	42,800	71,900
一般都営	中層耐火	豊洲四丁目アパート(11号棟)	江東区豊洲4-5	39.0	1	30,900	47,700
一般都営	中層耐火	枝川三丁目アパート(6号棟)	江東区枝川3-4	42.3	1	35,200	62,300
一般都営	中層耐火	大島八丁目アパート(2号棟)	江東区大島8-42	33.7	1	26,200	31,700
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(8号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	37,100
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(19号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	37,100
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(22号棟)	江東区東砂2-13	34.4	1	27,300	44,300
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(2号棟)	江東区南砂4-4	34.3	1	27,900	44,600
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート(1号棟)	江東区北砂1-3	39.5	1	31,900	50,400
一般都営	高層耐火	北品川アパート(1号棟)	品川区北品川1-5	41.6	2	36,000	72,400
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート(1号棟)	品川区北品川1-7	37.9	1	33,200	70,000
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート(2号棟)	品川区北品川1-7	34.4	1	30,100	67,500
一般都営	高層耐火	東品川第4アパート(12号棟)	品川区東品川1-2	34.3	1	29,000	41,300
一般都営	中層耐火	大森西三丁目第5アパート(1号棟)	大田区大森西3-9	51.0	1	43,200	77,700
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(15号棟)	大田区矢口2-21	32.9	1	28,500	35,300
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(16号棟)	大田区矢口2-21	36.5	2	28,900	37,800
一般都営	高層耐火	東糞谷六丁目アパート(1号棟)	大田区東糞谷6-9	42.2	1	33,700	47,100
一般都営	高層耐火	東糞谷六丁目アパート(7号棟)	大田区東糞谷6-8	42.2	1	33,700	47,100
一般都営	中層耐火	多摩川二丁目第2アパート(21号棟)	大田区多摩川2-24	55.9	1	47,300	82,000
一般都営	高層耐火	大森東二丁目アパート(6号棟)	大田区大森東1-38	59.6	2	50,100	81,600
一般都営	中層耐火	八幡山三丁目アパート(14号棟)	世田谷区八幡山3-9	51.0	1	42,200	82,900
一般都営	中層耐火	方南二丁目アパート(10号棟)	杉並区方南2-6	51.0	1	39,000	79,500

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	上井草四丁目アパート(3号棟)	杉並区上井草4-17	36.4	1	27,300	56,900
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート(1号棟)	豊島区南大塚2-36	42.2	1	35,900	53,700
一般都営	中層耐火	赤羽西六丁目アパート(2号棟)	北区赤羽西6-3	42.3	1	39,300	39,300
一般都営	中層耐火	上十条アパート(2号棟)	北区上十条1-5	37.0	1	27,800	44,900
一般都営	中層耐火	上十条アパート(3号棟)	北区上十条1-6	31.9	1	24,000	41,800
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(15号棟)	北区滝野川3-75	37.3	2	29,600	54,300
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(4号棟)	板橋区新河岸2-10	33.4	1	23,800	31,300
一般都営	中層耐火	前野町五丁目第3アパート(4号棟)	板橋区前野町5-18	59.6	1	46,300	85,000
一般都営	中層耐火	坂下三丁目第3アパート(1号棟)	板橋区坂下3-24	51.0	1	39,000	67,200
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート(2号棟)	板橋区新河岸1-3	51.2	2	38,600	65,500
一般都営	中層耐火	練馬富士見台三丁目アパート(3号棟)	練馬区富士見台3-50	39.0	1	29,100	58,200
一般都営	中層耐火	練馬北町八丁目アパート(5号棟)	練馬区北町8-30	59.6	1	47,300	91,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート(6号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,500	47,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート(7号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,500	47,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート(8号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,400	47,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート(19号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,800	44,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート(26号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,800	44,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート(29号棟)	練馬区石神井町1-1	32.6	1	23,800	44,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート(36号棟)	練馬区石神井町1-1	37.0	1	26,900	50,600
一般都営	中層耐火	豊玉北三丁目アパート(1号棟)	練馬区豊玉北3-7	51.0	1	39,600	76,900
一般都営	中層耐火	関原二丁目アパート(20号棟)	足立区関原2-14	51.0	1	36,900	62,100
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート(1号棟)	足立区中央本町5-15	48.1	1	35,200	61,600
一般都営	中層耐火	島根四丁目アパート(4号棟)	足立区島根4-20	51.0	1	37,600	63,200
一般都営	中層耐火	島根四丁目第2アパート(3号棟)	足立区島根4-30	55.9	1	41,600	74,000
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(6号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,500	33,100
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(16号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,100	39,500
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(4号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,700	35,500
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(11号棟)	足立区西保木間4-4	37.3	1	25,600	42,200
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(13号棟)	足立区西保木間4-4	37.3	1	25,600	42,200
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(2号棟)	足立区谷在家3-22	37.7	1	25,600	38,100
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(8号棟)	足立区谷在家3-22	35.7	1	24,400	37,200
一般都営	中層耐火	伊興町アパート(4号棟)	足立区伊興1-8	36.4	1	25,300	42,400
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(6号棟)	足立区辰沼1-2	35.7	1	24,500	38,200

種類	構造	名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(1号棟)		足立区六木1-5	35.7	1	24,400	37,600
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(4号棟)		足立区六木1-5	40.5	1	27,700	40,900
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(5号棟)		足立区六木1-5	35.7	1	24,400	37,600
一般都営	中層耐火	鹿浜五丁目アパート(4号棟)		足立区鹿浜5-24	33.4	1	22,800	35,000
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(1号棟)		足立区花畑8-3	41.7	1	28,500	41,400
一般都営	中層耐火	花畑第5アパート(6号棟)		足立区花畑2-11	36.4	1	25,000	39,600
一般都営	中層耐火	南花畑五丁目アパート(4号棟)		足立区南花畑5-24	60.9	1	43,900	70,200
一般都営	高層耐火	六木三丁目アパート(5号棟)		足立区六木3-39	55.9	1	40,200	68,100
一般都営	中層耐火	東保木間一丁目アパート(3号棟)		足立区東保木間1-25	55.9	1	41,000	65,700
一般都営	高層耐火	足立入谷町アパート(4号棟)		足立区入谷8-16	55.9	1	40,000	65,400
一般都営	中層耐火	鎌倉二丁目第3アパート(1号棟)		葛飾区鎌倉2-27	48.1	1	35,900	61,600
一般都営	中層耐火	亀有一丁目アパート(4号棟)		葛飾区亀有1-17	55.9	1	41,800	72,000
一般都営	中層耐火	青戸七丁目第2アパート(2号棟)		葛飾区青戸7-17	55.9	1	42,800	83,400
一般都営	中層耐火	東新小岩三丁目アパート(1号棟)		葛飾区東新小岩3-12	51.0	1	38,100	67,800
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)		葛飾区西新小岩1-1	51.2	1	38,900	63,700
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)		葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	67,800
一般都営	中層耐火	西新小岩二丁目アパート(4号棟)		葛飾区西新小岩2-1	55.9	1	42,600	79,900
一般都営	中層耐火	西瑞江第2アパート(8号棟)		江戸川区西瑞江4-24	32.6	1	23,500	34,500
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(6号棟)		江戸川区平井3-4	34.4	1	25,500	43,000
一般都営	中層耐火	平井七丁目第2アパート(15号棟)		江戸川区平井7-18	39.0	1	28,700	49,500
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(4号棟)		江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,800	84,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地(16-3号棟)		八王子市鹿島16-3	51.1	1	26,300	42,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-1号棟)		八王子市南大沢3-4	60.7	1	35,200	69,700
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-4号棟)		八王子市南大沢3-4	61.4	1	35,800	75,800
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(2号棟)		武蔵野市境5-28	55.9	1	42,200	81,700
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町四丁目アパート(17号棟)		武蔵野市吉祥寺北町4-9	55.9	1	42,400	88,300
一般都営	中層耐火	上連雀六丁目アパート(20号棟)		三鷹市上連雀6-6	39.0	1	27,100	56,000
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(3号棟)		三鷹市上連雀9-32	48.1	1	35,300	66,600
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(8号棟)		三鷹市上連雀9-38	62.1	1	46,100	92,500
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目アパート(2号棟)		三鷹市上連雀7-19	39.0	1	27,600	54,600
一般都営	高層耐火	中原四丁目第2アパート(3号棟)		三鷹市中原4-35	51.2	1	36,300	54,700
一般都営	中層耐火	府中美好町一丁目アパート(2号棟)		府中市美好町1-9	62.1	1	39,700	83,700
一般都営	中層耐火	府中新町三丁目アパート(6号棟)		府中市新町3-1	63.2	1	42,200	91,200

種類	構造	名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	紅葉丘一丁目アパート(2号棟)		府中市紅葉丘1-32	62.1	1	39,100	87,400
一般都営	中層耐火	天神町二丁目アパート(2号棟)		府中市天神町2-10	62.1	1	40,000	90,900
一般都営	中層耐火	府中栄町一丁目アパート(2号棟)		府中市栄町1-20	55.9	1	32,500	72,600
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(5号棟)		調布市国領町3-8	45.1	1	25,200	54,500
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(8号棟)		調布市国領町8-1	51.2	1	30,600	73,800
一般都営	中層耐火	調布深大寺町第2アパート(1号棟)		調布市深大寺元町4-35	51.0	1	31,400	69,300
一般都営	中層耐火	下石原第2アパート(3号棟)		調布市下石原1-15	62.1	1	38,400	90,000
一般都営	中層耐火	調布富士見町三丁目第2アパート(4号棟)		調布市富士見町3-19	56.8	1	34,800	83,800
一般都営	中層耐火	金森第4アパート(2号棟)		町田市金森2-23	55.9	1	34,300	70,700
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート(2号棟)		町田市本曾西1-33	39.0	1	19,000	37,300
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(10号棟)		町田市成瀬7-10	55.9	1	31,600	60,700
一般都営	中層耐火	山崎町アパート(7号棟)		町田市山崎町840	60.9	1	32,300	56,800
一般都営	中層耐火	忠生四丁目アパート(1号棟)		町田市忠生4-9	55.9	1	30,500	56,900
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(8号棟)		町田市相原町3190	55.9	1	30,400	59,500
一般都営	中層耐火	小金井東町二丁目アパート(3号棟)		小金井市東町2-5	55.9	1	35,300	82,300
一般都営	中層耐火	上水南町アパート(2号棟)		小平市上水南町3-1	55.9	1	32,300	73,600
一般都営	中層耐火	青葉町三丁目アパート(1号棟)		東村山市青葉町3-1	55.9	1	31,500	57,300
一般都営	中層耐火	富士本三丁目第2アパート(1号棟)		国分寺市富士本3-6	55.9	1	32,100	69,000
一般都営	中層耐火	田無北原町一丁目アパート(2号棟)		西東京市北原町1-32	60.2	1	36,700	83,300
一般都営	中層耐火	田無芝久保三丁目アパート(2号棟)		西東京市芝久保町3-3	61.3	1	37,800	81,300
一般都営	中層耐火	田無芝久保三丁目アパート(3号棟)		西東京市芝久保町3-3	60.2	1	37,100	79,800
一般都営	高層耐火	田無芝久保五丁目第2アパート(46号棟)		西東京市芝久保町5-4	55.9	1	34,100	72,400
一般都営	高層耐火	田無谷戸町一丁目アパート(2号棟)		西東京市谷戸町1-17	59.6	2	38,300	87,200
一般都営	中層耐火	柳沢二丁目アパート(5号棟)		西東京市柳沢2-13	63.2	1	41,100	89,000
一般都営	中層耐火	狛江アパート(3号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	44,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート(7号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	44,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート(35号棟)		狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,200
一般都営	中層耐火	狛江アパート(38号棟)		狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,200
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート(10号棟)		清瀬市竹丘1-15	36.4	1	17,900	37,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地(4-4-1号棟)		多摩市落合4-4	51.1	1	25,900	39,100

●東京都告示第二百二十九号
 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項並びに第十二条第一項及び第三項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

同条例第三条第三項の規定により告示する。

平成三十年二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数	収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)	近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)
久我山一丁目第2アパート(8号棟)	杉並区久我山一丁目八番	中層耐火	二四戸	三〇、一〇〇円	八三、六〇〇円
同右	同右	同右	八戸	三五、二〇〇円	九七、六〇〇円
同右	同右	同右	四戸	四一、六〇〇円	一一五、五〇〇円
同右	同右	同右	同右	同右	一一五、九〇〇円
同右	同右	同右	同右	四九、九〇〇円	一三八、五〇〇円
久我山一丁目第2アパート(12号棟)	同右	同右	一二戸	三〇、一〇〇円	八四、二〇〇円
同右	同右	同右	同右	三五、二〇〇円	九八、二〇〇円
同右	同右	同右	四戸	四一、六〇〇円	一一六、六〇〇円
相生町第3アパート(2号棟)	板橋区相生町二十三番	高層耐火	六戸	三〇、三〇〇円	六九、八〇〇円
同右	同右	同右	一八戸	三五、四〇〇円	八一、五〇〇円
同右	同右	同右	六戸	四一、五〇〇円	九五、六〇〇円
同右	同右	同右	同右	四一、八〇〇円	九六、六〇〇円
同右	同右	同右	同右	五〇、〇〇〇円	一一五、二〇〇円
相生町第3アパート(3号棟)	同右	中層耐火	二〇戸	三〇、三〇〇円	六九、九〇〇円
同右	同右	同右	五戸	四一、五〇〇円	九五、七〇〇円
同右	同右	同右	同右	四一、八〇〇円	九六、七〇〇円
同右	同右	同右	同右	五〇、〇〇〇円	一一五、四〇〇円

●東京都告示第二百三十号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三條第二項及び第五十六條第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を次のように変更し、平成三十年三月一日から実施するので、同条例第三條第三項の規定により告示する。

平成三十年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

種類	構造	名称	位 置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	中層耐火	西大久保アパート(2号棟)	新宿区大久保3-13	32.6	1	26,400
改良	中層耐火	西大久保アパート(4号棟)	新宿区大久保3-13	32.8	1	27,000
改良	高層耐火	立花一丁目アパート(6号棟)	墨田区立花1-27	40.6	1	28,800
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート(6号棟)	江東区東砂7-13	32.6	1	25,600
改良	中層耐火	笹塚二丁目アパート(10号棟)	渋谷区笹塚2-37	36.2	1	30,500
改良	中層耐火	西巢鴨二丁目アパート(23-2号棟)	豊島区西巢鴨2-23	36.4	1	28,800
改良	高層耐火	荒川七丁目仲道アパート(1号棟)	荒川区荒川7-8	40.6	3	29,600
改良	中層耐火	荒川八丁目アパート(1号棟)	荒川区荒川8-19	33.4	1	23,000
改良	高層耐火	坂下一丁目アパート(3号棟)	板橋区坂下1-11	36.1	1	27,100
改良	中層耐火	六月二丁目第2アパート(6号棟)	足立区六月2-29	48.1	1	35,400
改良	中層耐火	東和アパート(2号棟)	足立区東和2-6	32.6	1	22,300
改良	中層耐火	田無本町七丁目アパート(17号棟)	西東京市田無町7-11	48.1	1	28,900

●東京都告示第二百三十一号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三條において準用する同条例第三條第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

平成三十年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

名 称	位 置	区画数
板橋富士見町アパート 駐車場	板橋区富士見町二十番	五二区画
相生町第3アパート駐 車場	板橋区相生町二十三番	三〇区画
成増五丁目第2アパー ト駐車場	板橋区成増五丁目十九番	一二五区画

●東京都告示第二百三十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第六十四条の規定による届出及び法第六十五条の規定による指定の辞退並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第六十三条の規定による届出があったので、法第六十九条並びに指定自立支援医療機関の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第三十三号)第五条第二項及び第六条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

病院又は診療所(育成医療・更生医療)

(1) 辞退

Table with 5 columns: Name, Location, Medical Type, Resignation Date. Includes entries for National Public Health and Welfare Organization, Tokyo Medical University, and Keio University hospitals.

(2) 名称及び所在地の変更

Table with 6 columns: New Name, Old Name, New Location, Old Location, Medical Type, Change Date. Example: 田町腎クリニック.

(3) 所在地の変更

Table with 6 columns: Name, New Location, Old Location, Medical Type, Change Date. Includes National Public Health and Welfare Organization and Social Welfare Association hospitals.

病院又は診療所(更生医療)

(1) 名称の変更

Table with 6 columns: New Name, Old Name, Location, Medical Type, Change Date. Example: Social Welfare Association hospital.

(2) 所在地の変更

Table with 6 columns: Name, New Location, Old Location, Medical Type, Change Date. Example: Social Welfare Association hospital.

薬局(育成医療・更生医療)

(1) 辞退

Table with 5 columns: Name, Location, Medical Type, Resignation Date. Example: Yotsuba Pharmacy.

(2) 休止

Table with 5 columns: Name, Location, Medical Type, Suspension Date. Includes Uelshia Pharmacy and Miyama Pharmacy.

(3) 廃止

Table with 5 columns: Name, Location, Medical Type, Termination Date. Includes Maron Pharmacy, Wakaba Pharmacy, and others.

Table with 5 columns: Name, Location, Medical Type, Start Date. Includes Farmacia, Uelshia Pharmacy, and others.

(4) 再開

Table with 5 columns: Name, Location, Medical Type, Restart Date. Includes Kenji Pharmacy, Uelshia Pharmacy, and Miyama Pharmacy.

(5) 名称及び所在地の変更

Table with 6 columns: New Name, Old Name, New Location, Old Location, Medical Type, Change Date. Includes Uelshia Pharmacy, Suzuran Pharmacy, and others.

(6) 名称の変更

Table with 6 columns: New Name, Old Name, Location, Medical Type, Change Date. Includes Yonemachi Pharmacy, various Farmacia branches, and others.

(7) 所在地の変更

名称	新所在地	旧所在地	担当すべき医療の種類	変更年月日
レジーナ薬局 青山店	港区南青山2-13-11 マストライフ南青山1階	港区南青山2-13-10 青山ラビュータネットワークビル1階	調剤	平成25年4月1日
ひばり薬局 小金井店	小金井市本町2-11-10 シェリール1階	小金井市本町2-10-17 岩内ビル1階	調剤	平成28年10月31日
田辺薬局 豊島長崎店	豊島区長崎2-14-11 1階	豊島区長崎1-28-24 メゾン権名町1階2	調剤	平成28年2月1日
クリエイト薬局 新宿早稲田店	新宿区馬場下町1-1 1階	新宿区馬場下町1-1 早稲田S1Aビル1階	調剤	平成28年4月1日
ウエルシア薬局 葛飾水元店	葛飾区水元4-10-23	葛飾区水元4-10-22	調剤	平成28年4月14日
有限会社アサヒ薬局	大田区大森西5-20-24	大田区大森西5-1-21	調剤	平成28年5月1日
そよ風薬局 吉祥寺店	武蔵野市吉祥寺南町4-10-12 SUN吉祥寺ビル1階	武蔵野市吉祥寺南町4-9-9 ミノビル1階	調剤	同日
薬局トモズ 大山店	板橋区大山町36-10 くじゃくやビル1階	板橋区大山町36-9	調剤	平成28年5月4日
あやめ薬局	台東区今戸2-14-6	台東区東浅草1-9-6 雷田ビル1階	調剤	平成28年6月1日
薬局くすりの福太郎 曳舟店	墨田区京島1-25-4 曳舟ダイアモンドマンション1階105号A	墨田区京島1-27-6	調剤	同日
あさひ調剤薬局 町田店	町田市鶴間4-4-3	町田市鶴間1009-1	調剤	平成28年7月18日

指定訪問看護事業者等(育成医療・更生医療)

(1) 休止

名称	所在地	担当すべき医療の種類	休止年月日
おひさま訪問看護ステーション	墨田区業平5-3-15 クリスタルハイム201及び202	訪問看護	平成28年4月1日

(2) 廃止

名称	所在地	担当すべき医療の種類	廃止年月日
社会医療法人社団健友会南中野訪問看護ステーション	中野区弥生町4-26-2	訪問看護	平成28年3月31日

(3) 名称及び所在地の変更

新名称	旧名称	新所在地	旧所在地	担当すべき医療の種類	変更年月日
ノーツ訪問看護ステーション	ノーツ訪問看護ステーション梅ヶ丘	世田谷区代沢4-43-7	世田谷区代田3-38-2 2階	訪問看護	平成28年1月16日
ソフィア訪問看護ステーション三宿・三茶	ソフィア訪問看護ステーション三宿	世田谷区太子堂4-30-22 K'sアパートメント202	世田谷区池尻2-10-12 アグエニュー池尻204	訪問看護	平成28年3月1日

(4) 名称の変更

新名称	旧名称	所在地	担当すべき医療の種類	変更年月日
プライム訪問看護リハビリステーション	ほっと訪問看護リハビリステーション	杉並区京橋5-11-22 榎木ビル4階	訪問看護	平成28年5月1日

(5) 所在地の変更

名称	新所在地	旧所在地	担当すべき医療の種類	変更年月日
医療法人財団磯病院訪問看護ステーション	荒川区南千住5-9-1	荒川区南千住1-56-11	訪問看護	平成24年6月1日
訪問看護ステーション ベビーノ	新宿区西新宿7-20-16 新宿グイコンプラザシティII 601	新宿区上落合1-27-12 ブランドール・イナダ306	訪問看護	平成25年3月1日

アール訪問看護ステーションねりま	練馬区豊玉北5-14-6 新練馬ビル4階	練馬区豊玉北6-3-3 第8平和ビル304	訪問看護	平成28年3月1日
訪問看護リハビリステーション白樺	足立区栗原3-30-9 ハイツカナダ102	足立区栗原3-30-9 ハイツカナダ202	訪問看護	同日
訪問看護ステーション元	昭島市中神町1176-32 HIMビル4階	立川市高松町1-17-20	訪問看護	平成28年3月7日
訪問看護ステーション赤	立川市高松町1-17-20 稲谷ビル2階	国立市富士見台1-25-17	訪問看護	平成28年3月14日
ジャパンケア百人町	新宿区百人町3-1-6 西戸山タワーホームズ地下1階G号室	新宿区百人町3-1-6 西戸山タワーホームズ地下1階	訪問看護	平成28年4月9日
あすなろ訪問看護ステーション西東京	西東京市田無町4-19-8 レジデンス鶴田1-A号	西東京市田無町5-11-5 スザワビル3階	訪問看護	平成28年5月16日
ソフィア訪問看護ステーション経堂	世田谷区宮坂3-12-17 HILビル5階	世田谷区経堂1-11-13 プレステージ経堂301号	訪問看護	平成28年6月20日

●東京都告示第二百三十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第六十四条の規定による届出及び法第六十五条の規定による指定の辞退並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第六十三条の規定による届出があったので、法第六十九条並びに指定自立支援医療機関の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第三十三号)第五条第二項及び第六条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

病院又は診療所(育成医療・更生医療)

(1) 休止

名称	所在地	担当すべき医療の種類	休止年月日
西新井病院附属成和腎クリニック	足立区西新井本町1-25-35	腎(じん)臓	平成27年11月11日

(2) 廃止

名称	所在地	担当すべき医療の種類	廃止年月日
田町腎クリニック	港区芝4-12-1 グランシャリオ1階から4階まで	腎(じん)臓	平成28年4月23日

(3) 名称及び所在地の変更

新名称	旧名称	新所在地	旧所在地	担当すべき医療の種類	変更年月日
社会医療法人社団森山医会東京脳神経センター病院	社会医療法人社団森山医会泰山リハビリテーション病院	江戸川区西葛西7-12-7	江戸川区西葛西6-15-24	腎(じん)臓	平成28年8月1日

(4) 名称の変更

新名称	旧名称	所在地	担当すべき医療の種類	変更年月日
プライマリーケアクリニック	プライマリーケアクリニック東京	世田谷区松原1-38-8	整形外科	平成26年7月1日
医療法人社団湖歩会おおつか内科クリニック	医療法人社団塩谷会おおつか内科クリニック	豊島区南大塚2-10-1 南大塚二丁目ビル2階及び3階	腎(じん)臓	平成26年11月6日
西新井病院	医療法人社団成和会西新井病院	足立区西新井本町1-12-12	耳鼻咽喉(いんこう)科	平成28年4月1日
西新井病院	医療法人社団成和会西新井病院	足立区西新井本町1-12-12	脳神経外科	同日
西新井病院	医療法人社団成和会西新井病院	足立区西新井本町1-12-12	心臓血管外科	同日
浜田山病院	輝島病院	杉並区浜田山4-1-8	整形外科	平成28年5月27日
独立行政法人労働者健康安全機構東京労災病院	東京労災病院	大田区大森南4-13-21	眼科	平成28年9月1日
独立行政法人労働者健康安全機構東京労災病院	東京労災病院	大田区大森南4-13-21	耳鼻咽喉(いんこう)科	同日
独立行政法人労働者健康安全機構東京労災病院	独立行政法人労働者健康福祉機構東京労災病院	大田区大森南4-13-21	整形外科	同日
独立行政法人労働者健康安全機構東京労災病院	東京労災病院	大田区大森南4-13-21	形成外科	同日
独立行政法人労働者健康安全機構東京労災病院	独立行政法人労働者健康福祉機構東京労災病院	大田区大森南4-13-21	中枢神経	同日
独立行政法人労働者健康安全機構東京労災病院	東京労災病院	大田区大森南4-13-21	脳神経外科	同日
独立行政法人労働者健康安全機構東京労災病院	東京労災病院	大田区大森南4-13-21	腎(じん)臓	同日
医療法人社団プライマリーケアクリニック	プライマリーケアクリニック	世田谷区松原1-38-8	整形外科	平成28年10月1日

(5) 所在地の変更

名称	新所在地	旧所在地	担当すべき医療の種類	変更年月日
医療法人社団慶泉会町田慶泉病院	町田市南町田2-1-47	町田市小川1546-2	腎(じん)臓	平成28年7月18日
医療法人社団成守会はせがわ病院	荒川区東日暮里5-45-7	荒川区東日暮里6-22-16	腎(じん)臓	平成28年9月1日

病院又は診療所(更生医療)

(1) 名称の変更

新 名 称	旧 名 称	所 在 地	担当すべき医療の種類	変更年月日
西新井病院	医療法人社団成和会西新井病院	足立区西新井本町1-12-12	腎(じん)臓	平成28年4月1日

薬局(育成医療・更生医療)

(1) 辞退

名 称	所 在 地	担当すべき医療の種類	辞退年月日
ラビット薬局	中野区本町3-12-11 小沢ビル1階	調剤	平成27年12月31日
日本調剤千歳船橋薬局	世田谷区船橋1-1-5 アジア堂ビル1階	調剤	平成28年10月1日

(2) 廃止

名 称	所 在 地	担当すべき医療の種類	廃止年月日
ファーマシー自由が丘薬局	目黒区自由が丘1-5-8	調剤	平成28年6月30日
ファーマライズ薬局 西友福生店	福生市東町5-1 西友福生店2階	調剤	同日
ファーマ薬局 人形町	中央区日本橋人形町2-12-11 水天宮MYビル1階	調剤	平成28年8月8日
めいほ調剤薬局	新宿区新宿2-4-1 第22宮庭マンション108号	調剤	平成28年8月21日
オレンジ薬局 上馬店	世田谷区上馬2-27-19 グリーンスポロク1階	調剤	平成28年8月29日
あさひ調剤薬局 立石店	葛飾区立石5-2-1	調剤	平成28年8月31日
キリン堂薬局 新橋店	港区新橋1-17-1 内田ビル1階	調剤	平成28年10月15日
アリス薬局 千駄木店	文京区千駄木2-2-15 1階	調剤	平成28年10月31日

(3) 名称及び所在地の変更

新 名 称	旧 名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	担当すべき医療の種類	変更年月日
アップル薬局まつしま店	まつしま薬局	江戸川区松島1-41-23 アクアリオビル1階	江戸川区松島1-41-24	調剤	平成28年8月1日
あけぼの薬局 西葛西店	あけぼの薬局 西葛西駅前店	江戸川区西葛西7-20-2 セキニビル1階	江戸川区西葛西6-15-24 サクマビル8 1階	調剤	同日

(4) 名称の変更

新 名 称	旧 名 称	所 在 地	担当すべき医療の種類	変更年月日
さくら薬局 猿江店	すみよし調剤薬局	江東区猿江2-16-5 スミセ深川ビル1階	調剤	平成28年8月1日
さくら薬局 森崎店	アイ薬局 森崎店	江戸川区森崎町7-15-12 SK森崎1階	調剤	同日
エール薬局 大井1丁目店	大井町薬局	品川区大井1-24-5 101	調剤	同日
マロン薬局にしき店	にしき薬局	立川市錦町4-5-3 丸木ビル1階	調剤	平成28年9月1日
コジマ調剤薬局 節間店	コジマ調剤薬局	青葉市節間町3-19-3	調剤	同日
フロー薬局 自由が丘店	飛鳥薬局 自由が丘店	目黒区八雲2-8-13	調剤	平成28年10月1日
日本調剤 桜丘中央薬局	桜丘中央薬局	世田谷区桜丘3-28-1 ヴィレッタ桜丘1階	調剤	同日
フロー薬局 東立石店	飛鳥薬局 東立石店	葛飾区東立石1-1-8	調剤	同日
なの花薬局 青戸店	サンアイリス薬局 青戸店	葛飾区青戸6-17-17	調剤	平成28年10月11日

(5) 所在地の変更

名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	担当すべき医療の種類	変更年月日
クリエイト薬局 港区芝大門店	港区芝大門2-2-1 ユニゾ芝大門二丁目ビル1階	港区芝大門2-2-1 常和芝大門ビル1階	調剤	平成27年7月1日
そうごう薬局 豊洲店	江東区豊洲5-6-29 パークホームズ豊洲 ザ・レジデンス1階	江東区5-6-28	調剤	平成28年7月4日
葉樹薬局 オガワ	町田市南町田2-1-43 JコートOGAWA1階	町田市小川1530-5 JコートOGAWA1階	調剤	平成28年7月18日
水元三丁目薬局	葛飾区水元3-8-13	葛飾区水元3-9-11	調剤	平成28年8月16日
そうごう薬局 東蒲田店	大田区東蒲田2-3-27 カーサ・ベルフメ1階	大田区東蒲田2-3-1 カーサベルフメ1階	調剤	平成28年9月1日
近藤薬局	豊島区池袋本町3-7-27 第二横山ビル1階	豊島区池袋本町4-36-7	調剤	平成28年10月1日

指定訪問看護事業者等(育成医療・更生医療)

(1) 休止

名 称	所 在 地	担当すべき医療の種類	休止年月日
訪問看護ステーションしらさぎ桜苑	中野区白鷺1-14-8	訪問看護	平成28年9月1日

(2) 廃止

名 称	所 在 地	担当すべき医療の種類	廃止年月日
訪問看護ステーション プラスワン国立富士見台	国立市富士見台3-14-11 山崎ビル2階	訪問看護	平成28年8月31日
セントケア訪問看護ステーション葛飾	葛飾区高砂5-10-5 1階	訪問看護	平成28年9月30日
おひさま訪問看護ステーション	墨田区業平5-3-15 クリスタルハイム201及び202	訪問看護	平成28年11月30日

(3) 名称及び所在地の変更

新 名 称	旧 名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	担当すべき医療の種類	変更年月日
一般社団法人大森医師会立訪問看護ステーション	社団法人大森医師会立訪問看護ステーション	大田区中央4-31-14	大田区中央4-30-13	訪問看護	平成28年8月5日
アミカ訪問看護ステーション	アミカ亀有訪問看護ステーション	足立区佐野1-9-3	葛飾区亀有3-12-2 ドムスクレル102	訪問看護	平成28年11月1日

(4) 名称の変更

新 名 称	旧 名 称	所 在 地	担当すべき医療の種類	変更年月日
公益社団法人墨田区医師会立訪問看護ステーション	すみだ医師会立訪問看護ステーション	墨田区業平1-7 25	訪問看護	平成28年4月1日
ピークア訪問看護リハビリステーション	ピークアーズ訪問看護リハビリステーション	町田市原町田2-3-1 守屋ビル501	訪問看護	平成28年11月3日

(5) 所在地の変更

名称	新所在地	旧所在地	担当すべき医療の種類	変更年月日
訪問看護ステーション ほのぼの	目黒区中根2-3-13 中根ハイム503	目黒区八雲2-22-8	訪問看護	平成25年1月1日
訪問看護ステーション三軒茶屋	世田谷区太子堂2-4-16 テラスコート三軒茶屋201	世田谷区太子堂2-4-16 プライムアーバン三軒茶屋II201	訪問看護	平成28年7月4日
セコム吉祥寺訪問看護ステーション	武蔵野市吉祥寺本町1-34-11 本橋ビル302号	武蔵野市吉祥寺南町2-3-15 パローレ吉祥寺505	訪問看護	平成28年7月25日
訪問看護ステーション I Me	青梅市新町9-2153-3	羽村市小作台5-1-1 ルミエール・シモダ106号	訪問看護	平成28年8月1日
梅ヶ丘訪問看護ステーション	世田谷区梅丘1-27-12	世田谷区梅丘1-29-2-302	訪問看護	同日

指定訪問看護事業者等(育成医療)

(1) 廃止

名称	所在地	担当すべき医療の種類	廃止年月日
医療法人啓仁会訪問看護ステーション吉祥寺	武蔵野市吉祥寺南町4-10-12	訪問看護	平成28年9月30日

●東京都告示第二百三十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第六十四条の規定による届出及び法第六十五条の規定による指定の辞退並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第六十三条の規定による届出があったので、法第六十九条並びに指定自立支援医療機関の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第三十三号)第五条第二項及び第六条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

病院又は診療所 (育成医療・更生医療)

(1) 辞退

名称	所在地	担当すべき医療の種類	辞退年月日
医療法人社団 翠山会 山下矯正歯科医院	立川市塚町1-12-24 スタスクビル2階	歯科矯正	平成28年12月10日
医療法人社団 森と海東京 東京蒲田病院	大田区西蒲田7-10-1	腎(じん)臓	平成29年2月28日

(2) 名称の変更

新名称	旧名称	所在地	担当すべき医療の種類	変更年月日
医療法人社団 君真光 寺田病院	寺田病院	杉並区宮前5-18-16	腎(じん)臓	平成28年11月11日
健生会ふれあい相互病院	立川相互病院	立川市錦町1-16-15	腎(じん)臓	平成28年12月1日
医療法人社団 松和会 新線池袋クリニック	医療法人社団 北板会 新線池袋クリニック	豊島区西池袋1-10-10 東武アネックスビル4階	腎(じん)臓	平成29年1月1日

病院又は診療所 (更生医療)

(1) 名称の変更

新名称	旧名称	所在地	担当すべき医療の種類	変更年月日
医療法人 松和会 十条腎クリニック	医療法人社団 榊会 十条腎クリニック	北区上十条2-13-1 ガーデニア4階	腎(じん)臓	平成29年1月1日

薬局 (育成医療・更生医療)

(1) 辞退

名称	所在地	担当すべき医療の種類	辞退年月日
ティービー薬局2号店	足立区竹の塚4-2-3	調剤	平成28年12月1日

(2) 廃止

名称	所在地	担当すべき医療の種類	廃止年月日
しのぎ薬局	江戸川区上篠崎4-27-8 小幡ビル1階	調剤	平成28年3月30日
なつめ薬局	荒川区西花久2-15-3 1階	調剤	平成28年8月31日
歌舞伎町薬局	新宿区大久保1-12-3 カサ第二新宿103号	調剤	平成28年10月5日
げんき薬局 小石川店	文京区小石川1-24-1 小石川マンション101	調剤	平成28年11月30日
カワチ薬局 多摩ニュータウン店	多摩市増木田1-22-2	調剤	平成28年12月7日
西参道薬局	豊島区雑司が谷3-3-18 飛田ビル1階	調剤	平成29年1月31日
さくら薬局 船島店	昭島市昭和町4-7-17 群和昭島ビル1階	調剤	平成29年2月15日
田町薬局	港区芝5-19-6	調剤	平成29年2月16日
クリエイト薬局 石神井公薬駅前店	練馬区石神井町3-25-24	調剤	平成29年2月16日

(3) 名称の変更

新名称	旧名称	所在地	担当すべき医療の種類	変更年月日
みどり薬局 五日市	みどり薬局	おきる野市五日市7-2	調剤	平成28年5月25日
ココカラファイン薬局 ハートアイランド店	セガミ薬局 ハートアイランド店	足立区新田3-34-5 日土地新田ビル1階	調剤	平成29年3月1日

(4) 所在地の変更

名称	新所在地	旧所在地	担当すべき医療の種類	変更年月日
江東とよき薬局	江東区豊洲5-6-29 パークホームズ豊洲サ レジデンス1階	江東区豊洲5-6-28	調剤	平成28年7月4日
田辺薬局 足立江北店	足立区江北6-24-11 セレナ江北1階	足立区江北6-24-7	調剤	平成28年11月1日
マエノ薬局	北区赤羽西1-15-14 エル・ルーヴェ赤羽西1階	北区赤羽西1-15-13 道灌ビル103号室	調剤	平成29年1月1日
アイリス薬局	東村山市諏訪町2-32-1	東村山市諏訪町2-32-3	調剤	同日
つばめ薬局	北区神谷1-15-1 センテニアル王子神谷A	北区神谷1-15-1 センテニアル王子神谷B	調剤	平成29年1月10日

指定訪問看護事業者等 (育成医療・更生医療)

(1) 廃止

名称	所在地	担当すべき医療の種類	廃止年月日
訪問看護ステーションさぎそう	世田谷区中町2-25-17	訪問看護	平成29年1月31日

(2) 名称及び所在地の変更

新名称	旧名称	新所在地	旧所在地	担当すべき医療の種類	変更年月日
板橋区医師会訪問看護ステーション	板橋区医師会高島平訪問看護	板橋区高島平2-32-2-107	板橋区高島平1-34-4	訪問看護	平成28年4月25日
いきいきSUN訪問看護リハビリステーション	いきいきらふ訪問看護リハビリステーション	台東区浅草橋1-9-12 浅草橋駅前ビル6階	中央区日本橋馬喰町2-4-5 高野ビル3階	訪問看護	平成28年10月1日
医療法人社団 幸益会 みどり訪問看護ステーション	みどり訪問看護ステーション	町田市山崎町2055-2 グランハート町田医療施設B棟・C棟 2階C-215	町田市本町田2943-1 マンションサンライズビル303号室	訪問看護	平成29年2月1日

(3) 名称の変更

新名称	旧名称	所在地	担当すべき医療の種類	変更年月日
リーベ訪問看護リハビリステーション	訪問看護ステーション ケアーズ文京白山	文京区小石川2-5-7 小石川佐佐木ビルA棟2階	訪問看護	平成29年2月1日

(4) 所在地の変更

名称	新所在地	旧所在地	担当すべき医療の種類	変更年月日
医療法人社団 つくし会訪問看護ステーション	国立市西2-20-10 第二村上ビル1階	国立市西3-3-37	訪問看護	平成26年6月14日
訪問看護ステーション けせら	文京区本郷3-15-2 本郷二村ビル201	文京区本郷2-4-1-101 杏田ビル	訪問看護	平成28年6月20日
シーエルポ-ト杉並	杉並区宮前4-1-23 アメニティ富士見ヶ丘102	杉並区高井戸西2-12-15 オーケハイツ201	訪問看護	平成28年10月1日

●東京都告示第二百三十五号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八條の二第一項の規定に基づき、クリーニング師に対する研修を次のように指定する。

平成三十年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 研修の主催者の 公益財団法人全国生活衛生営業指導
名称及び所在地 センター
港区新橋六丁目八番二号
- 二 研修の開催年月 平成三十年三月十一日
日並びに会場の 世田谷クリーニング業協同組合
名称及び所在地 世田谷区代沢四丁目二十五番二号
- 三 受講料 五千円

●東京都告示第二百三十六号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成三十年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 知事指定薬物の名称
- (一) 化学名 N-(四-フルオロフェニル)-N-(1-
イフェネチルピペリジン-4-イル)イソブ
チルアミド及びその塩類(通称名四F-i-B
F、四-FIBF、四-Fluorosiso
butyryl fentanyl)
- (二) 化学名 N-(4-クロロフェニル)-N-(1-
フェネチルピペリジン-4-イル)イソブチ

ルアミド及びその塩類(通称名四C-l-i-B
F、四-Chlorosisobutyryl
fentanyl)

(二) 化学名 N-(1-フェネチルピペリジン-4-イ
ル)-N-フェニルテトラヒドロフラン-2-
カルボキサミド及びその塩類(通称名Te
trahydrofuranyl fent
anyl, THFF)

(四) 化学名 N-(2-メトキシベンジル)-N-メチ
ル-1-(4-メチルフェニル)プロパン-1-
ニ-アミン及びその塩類(通称名4-MMA
-NBOMe)

(五) 化学名 1-(3-5-ジメトキシ-4-プロポキ
シフェニル)プロパン-2-アミン及びその
塩類(通称名3-C-P)

二 指定理由

人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用
を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康
に被害が生じると認められるため。

三 施行期日

平成三十年三月一日

●東京都告示第二百三十七号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第
五十八号)第七条第一項の規定に基づき、昭和四十八年東
京都告示第三百九十二号により指定した八王子市に係る農
業振興地域の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東京都産業労働局農林水産部農業振興

課、東京都農業振興事務所農務課及び八王子市役所に備え
置いて縦覧に供する。

平成三十年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

八王子市のうち、上川町の区域であつて、次の図面の区
域(図面省略)

●東京都告示第二百三十八号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第六十
号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場
合を含む。)及び第二十五条第一項の規定に基づき、平成
三十年におけるさんご漁業の許可又は起業の認可を申請す
べき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を定
めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規
定により次のとおり告示する。

平成三十年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成三十年三月一日から同月十五日まで
- 二 許可又は起業の認可をする数の最高限度
二十七隻

●東京都告示第二百三十九号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第六十
号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場
合を含む。)及び第二十五条第一項の規定に基づき、平成
三十年における底魚一本釣り漁業(小笠原海域におけるも
のに限る。)の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び

許可又は起業の認可をする数の最高限度を定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

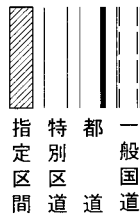
平成三十年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

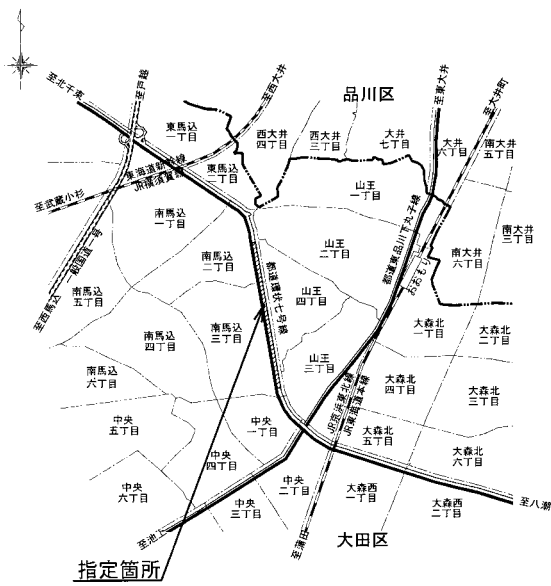
一 許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成三十年三月一日から同月十五日まで

別 図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道環状七号線
大田区南馬込三丁目～山王四丁目



延長 六七三・九〇メートル
(電線共同溝予定名称 環状七号・四十七号)

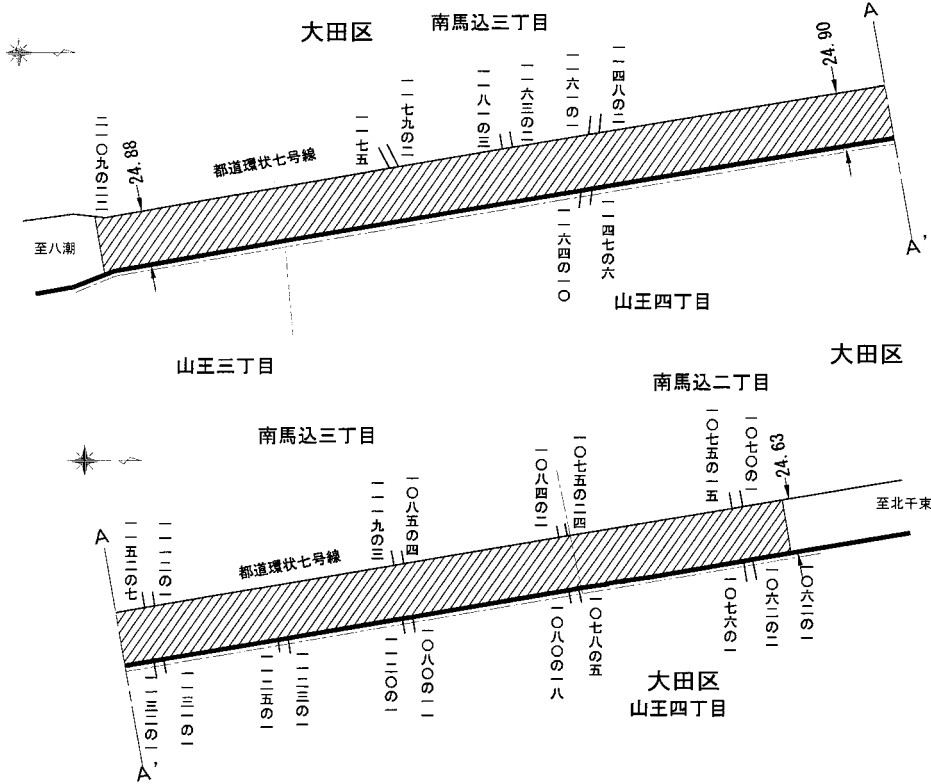


二 許可又は起業の認可をする数の最高限度
七十隻

●東京都告示第百四十号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

- 平成三十年二月二十八日
- 東京都知事 小 池 百合子
- 都道環状七号線
- 大田区南馬込三丁目二千百九番二十二地先から同区山王四丁目千六十二番一
地先まで
- 別図表示のとおり

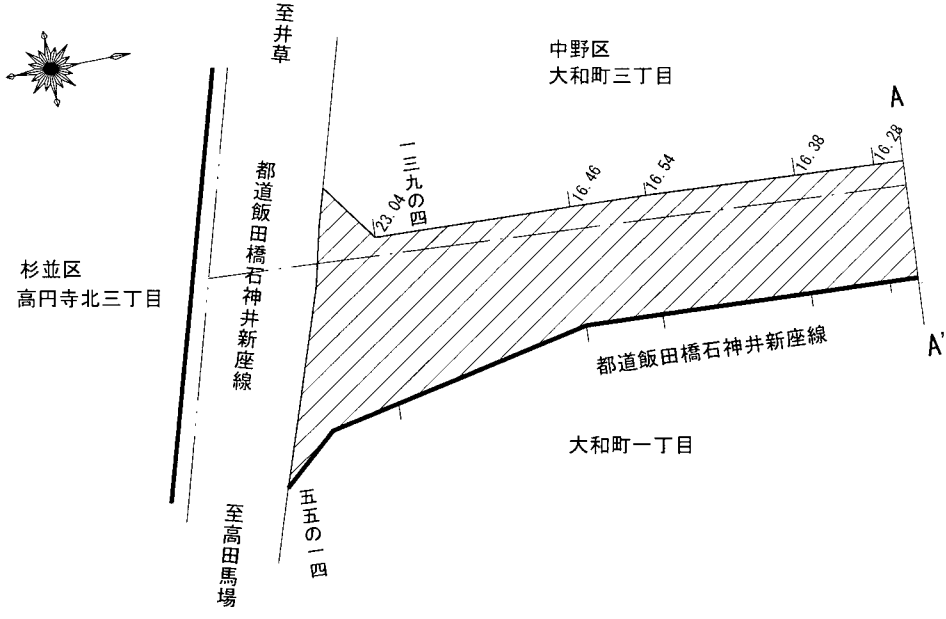
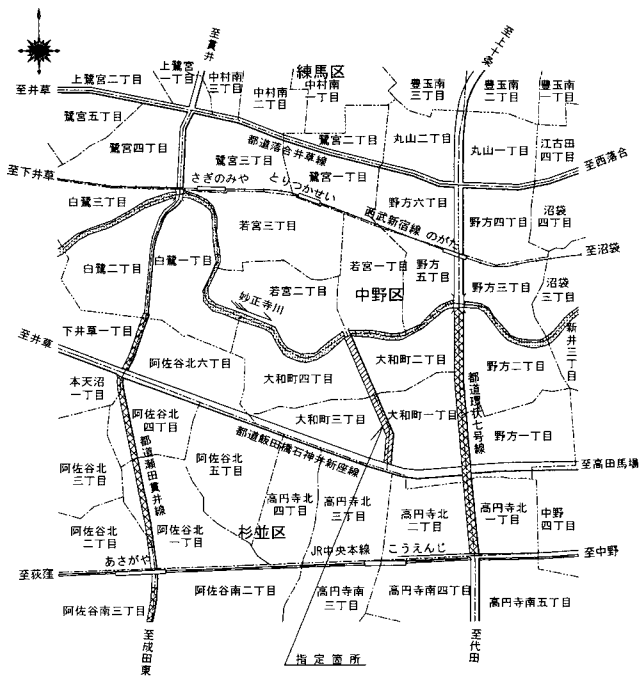


●東京都告示第224十一号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

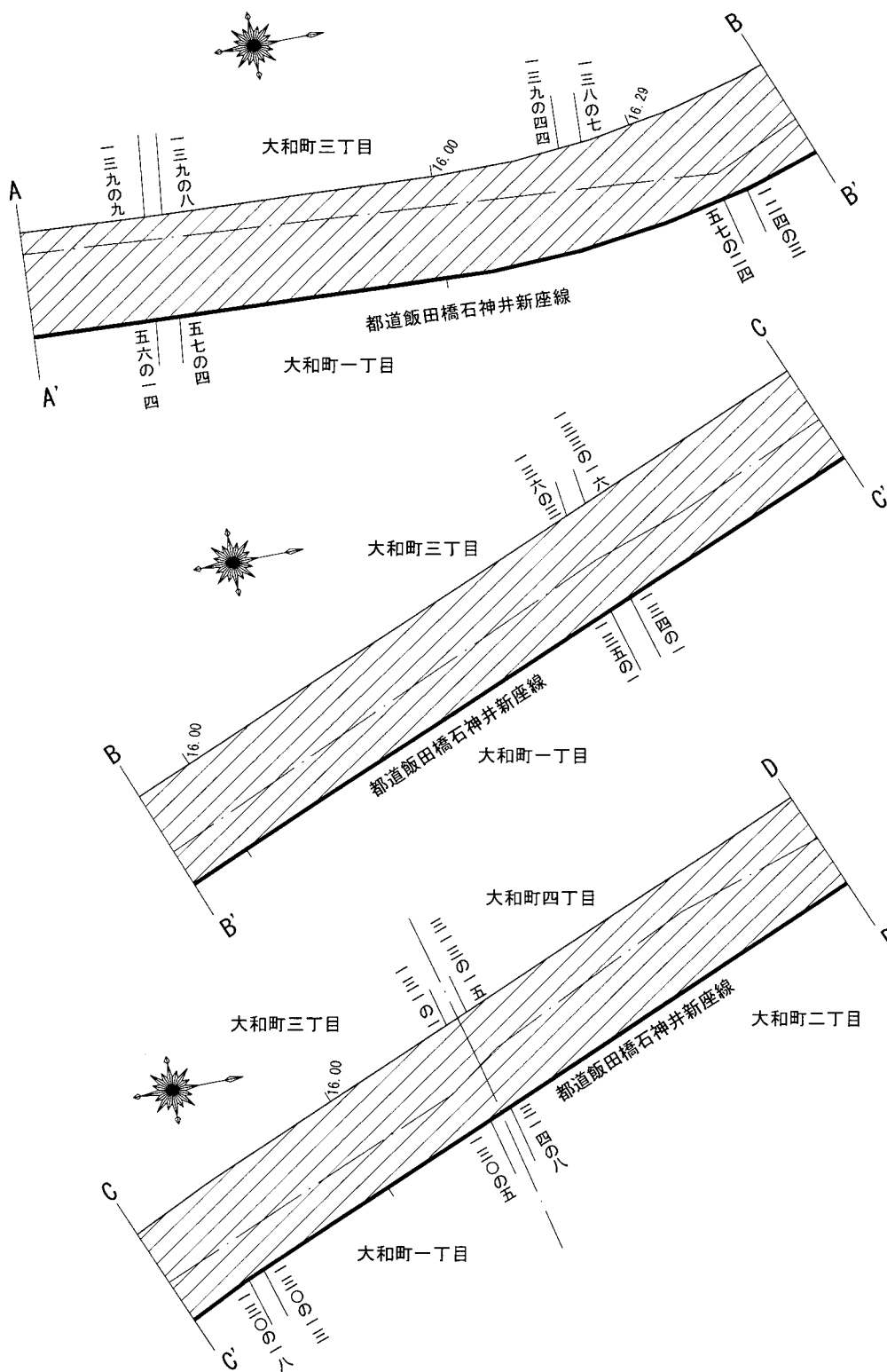
別図

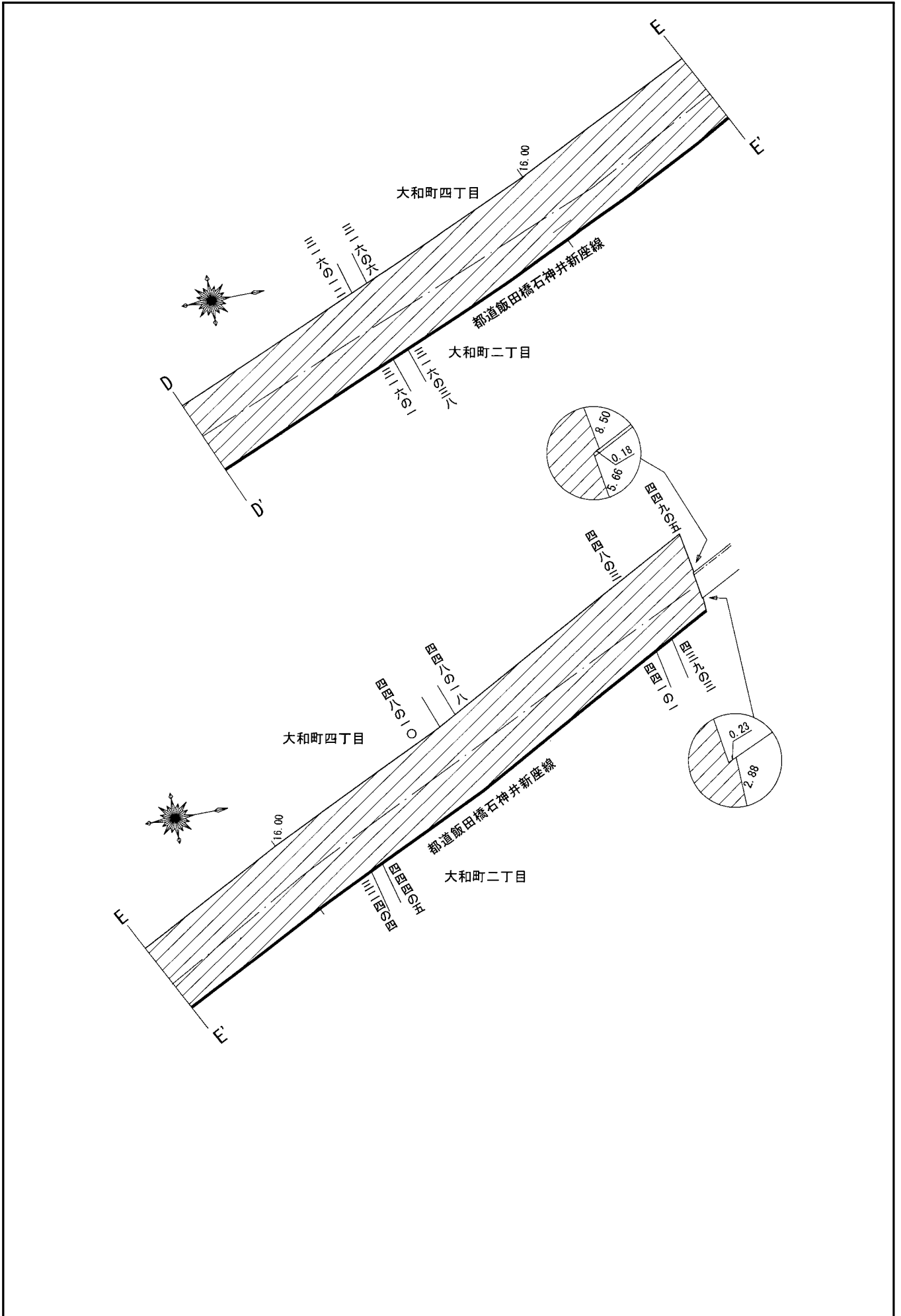
電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
 都道飯田橋石神井新座線
 中野区大和町一丁目～大和町四丁目

都道
 特別区道
 指定区間
 延長
 既指定区間
 (電線共同溝予定名称 飯田橋石神井新座・九号)



平成三十年二月二十八日
 東京都知事 小池 百合子
 一 路線名 都道飯田橋石神井新座線
 二 指定する区間 中野区大和町一丁目五十五番十四地内から同区大和町四丁目四百四十九番五
 三 指定の概要 地内まで
 別図表示のとおり





●東京都告示第二百四十二号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設の供用を中止する。

平成三十年二月二十八日

東京都知事 小池百合子

種類	名称	規模	所在地	期間
岸壁	品川ふ頭内質岸壁	一九〇・八〇メートルのうち一二六・〇メートル	港区港南五丁目	平成三十年三月一日から同月二十六日まで
同右	同右	四七六・一二	同右	同右
同右	同右	メートルのうち五四・〇〇メートル	同右	同右

告 示 (下水)

●東京都下水道局告示第三号

下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、東部第二下水道事務所内において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十八日

東京都下水道局長 渡辺 志津男

一 供用及び処理開始年月日 平成三十年三月八日

二 下水を排除及び処理すべき区域 別表のとおり

三 排水施設の位置 別表に掲げる区域の地先

四 分流式又は合流合流式

式の別

五 終末処理場の位置及び名称 別表のとおり

別表	下水を排除及び処理すべき区域	終末処理場の位置及び名称
区名町名	街区符号又は地番 全部告示区域	位置 名称
足立区 江北四丁目	三十番	足立区中川五丁目一番一 中川水再生センター
同区 千住曙町	四十二番	江東区新砂三丁目九番一 砂町水再生センター
同区 中川一丁目	九番	葛飾区小菅一丁目二番一 小菅水再生センター
葛飾区 亀有三丁目	三十七番	同右
同区 白鳥一丁目	十二番	同右
同区 新小岩一丁目	四十四番	江戸川区臨海町一丁目一 葛西水再生センター
同区 新宿四丁目	五番及び六番	同右
同区 東新小岩八丁目	七番	同右
同区 東立石一丁目	六番	葛飾区小菅一丁目二番一 小菅水再生センター
江戸川区 中葛西八丁目	一番及び十九番	江戸川区臨海町一丁目一 葛西水再生センター
同区 春江町五丁目	五番及び七番	同右

●東京都下水道局告示第四号

下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、東部第二下水道事務所内において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十八日

東京都下水道局長 渡 辺 志津男

一 供用及び処理開始年月日 平成三十年三月八日

二 下水を排除及び処理すべき区域 別表のとおり

三 排水施設の位置 別表に掲げる区域の地先

四 分流式又は合流式 分流式

五 終末処理場の位置 足立区中川五丁目一番一号

置及び名称 中川水再生センター

別表	街区符号又は地番
区名 町名	全部告示区域
足立区 西伊興町	四十三番

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり

意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成三十年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 サミットストア妙法寺前店

二 店舗所在地 杉並区堀ノ内三丁目三番二十号

三 設置者名 有限会社エノモト

四 意見

ア 聴取者 杉並区長

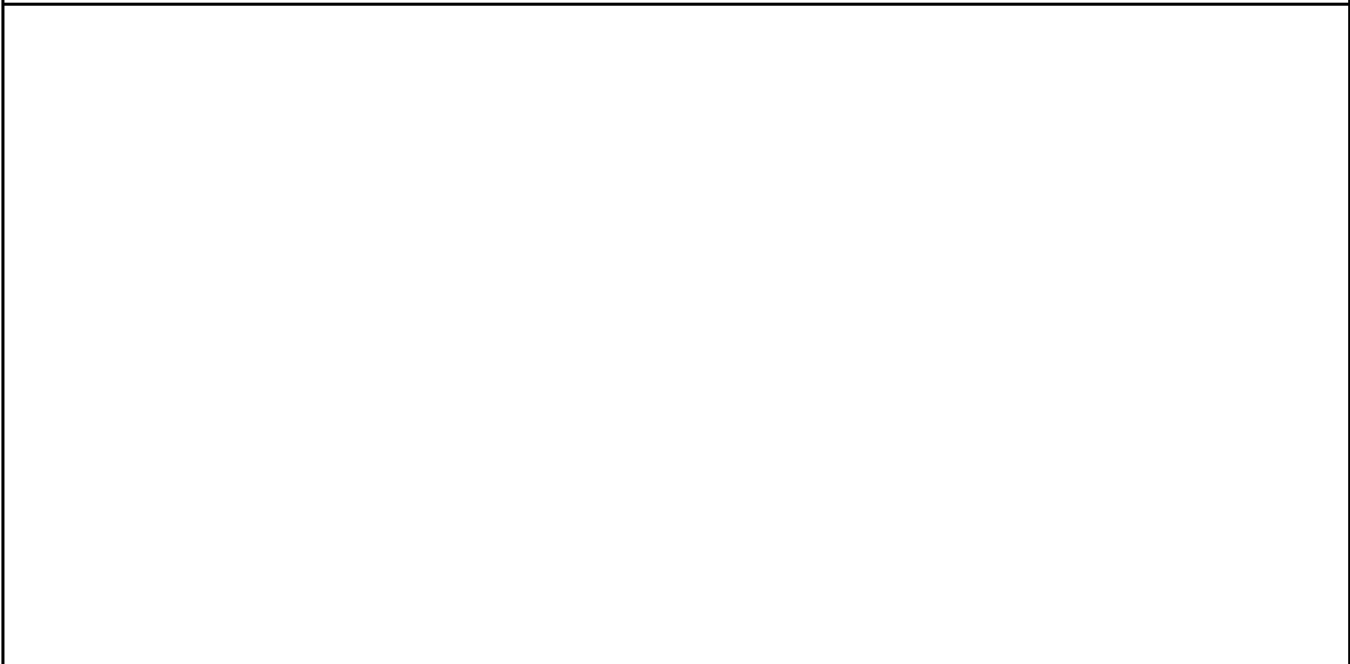
イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成三十年二月十九日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成三十年二月二十八日から同年三月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。



発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 七〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号
113-0001